

国連公海等生物多様性協定（BBNJ 協定）について

文部科学省科学技術・学術審議会
海洋開発分科会（第 77 回）

2026年8月19日（水）

於：文部科学省研究開発会議室1 及びオンライン

国連公海等生物多様性協定（BBNJ協定）

BBNJ : Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction

（海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する協定）

背景

人間の活動及びその影響（気候変動・海洋酸性化・海洋汚染・持続可能でない利用）が広範囲に拡大

→公海・深海底にも生物多様性に関するルールが必要に→国連で議論開始

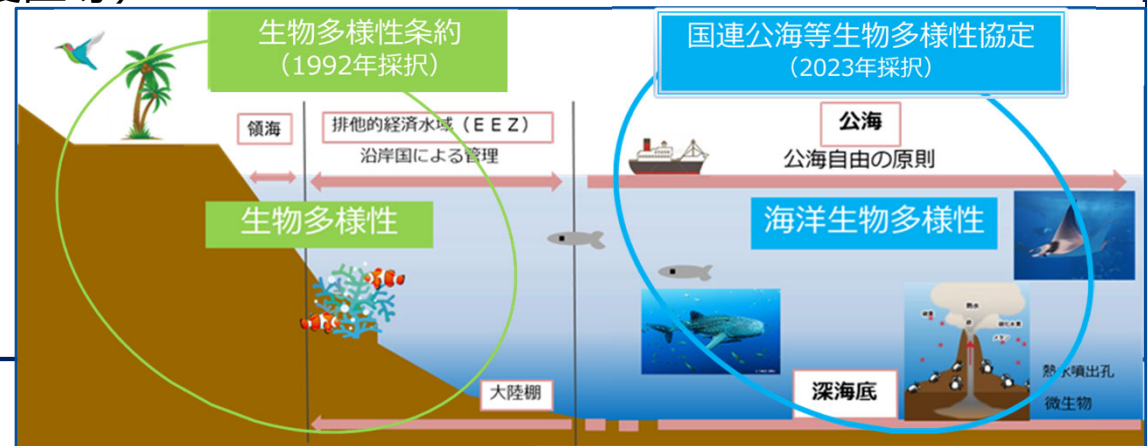
主な内容

◆ 公海・深海底の海洋生物多様性の保全と 持続可能な利用のためのルールを定める

- 海洋遺伝資源の採取・利用の通報、利益の配分（第2部）
- 海域を特定した措置の設定（海洋保護区等）
- 公海・深海底での環境影響評価
- 能力開発・技術移転

◆ 義務的な拠出金

- ① 分担金（運営費）
- ② 特別基金拠出金（途上国支援）
※ ②は先進国のみ。



締結の意義

◆ 喫緊の課題である海洋生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献

✓ G7首脳コミュニケ（2024年・例ア）「協定の速やかな批准等を追求し、迅速な発効と実施に貢献することを目指す。」

◆ 今後のルール作りに能動的に関与し、我が国の海洋権益（※）を維持・確保

※ 研究開発・企業活動・漁業等

2026年1月17日に発効。2026年8月18日現在、署名国145か国、締約国93か国が参加。

法の支配に基づく海洋秩序の維持・発展に寄与

実施とルール形成の時代へ

- BBNJ協定は2026年1月に発効し、国際的には実施段階へ移行
海洋遺伝資源（**MGR**）採取等の報告義務発生
- 2027年1月開催のCOP1にて、MGR、海洋保護区等、環境影響評価、能力開発・技術移転の運用ルール議論が本格化予定
- 当初COP1までにプロトタイプの開発が予定されていた「情報交換の仕組み（CHM）」は整備が遅延している
- 一方、アイルランドは2026年7月に初の採取前通告を実施
- 協定の運用ルールが決定されていないまま、各国は国内実施体制整備と国際ルール形成への対応を進めざるをえない状況



国際ルール形成に影響を与える重要な時期

論点整理から課題解決フェーズへ

主な進捗

- 文部科学省から2回の事務連絡発出、関係省庁・研究機関・海外機関へのヒアリング、ケーススタディー、MGR報告指針案作成等を実施
- 国内の関係機関との意見交換を踏まえ、主要論点を概ね整理

主要課題・論点

- ① 報告体制・責任体制（船舶運航機関か研究者か）
- ② 研究現場の実務対応（サンプル・データ管理の粒度等）
- ③ 対象範囲・制度運用（デジタル配列情報、環境DNA、利益配分等）など

具体策の整理段階。文科省が連携・対応検討を進めつつJAMSTEC等の研究機関を中心に国内課題対応と国際ルール形成への参画を一体的に議論することが重要。